

青森県報

第三千五百七十四号

平成二十四年

八月六日
(月曜日)

目次

告示

生活保護法による医療機関の指定.....	(健康福祉課).....	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定.....	(同).....	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定.....	(同).....	二
右.....	(同).....	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高年齢福祉課).....	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(同).....	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....	(同).....	三
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定.....	(障害福祉課).....	三
公共測量の実施.....	(監理課).....	三
公 告		
開発行為に関する工事の完了.....	(建築住宅課).....	四
収用委員会		
収用の裁決手続開始の決定.....	(監理課).....	四
右.....	(同).....	四
右.....	(同).....	六
右.....	(同).....	六
右.....	(同).....	七

右.....(同).....七

告 示

青森県告示第六百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所	事業所名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
事業所	有限会社のぞみケアセンター	三沢市大町二丁目一三の四五	平成二七・八・八
事業所	のぞみ訪問看護ステーション	三沢市大町二丁目一三の四五	

青森県告示第六百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社共 世会	株式会社共 世会	株式会社共 世会	株式会社共 世会
弘前市大字清原二丁目一〇の二〇	弘前市大字清原二丁目一〇の二〇	弘前市大字清原二丁目一〇の二〇	弘前市大字清原二丁目一〇の二〇
訪問看護事業所共 高館山	訪問看護事業所共 高館山	訪問看護事業所共 高館山	訪問看護事業所共 高館山
弘前市大字五代字沼田一三の五	弘前市大字五代字沼田一三の五	弘前市大字五代字沼田一三の五	弘前市大字五代字沼田一三の五
平成二四・一・二七	平成二四・一・二七	平成二四・一・二七	平成二四・一・二七

青森県告示第六百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
佐々木智弘	つがる市牛潟町村上三八	おん接骨院	つがる市牛潟町村上三八	平成二四・五・二五
石橋 寛志	八戸市大字堤町一三の七	石橋整骨院	八戸市大字堤町一三の七	二四・六・二六

青森県告示第六百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当

させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
小泉 千稔	八戸市根城二丁目一八の八キングスクラブハウス 八の〇五	平成二四・二・六
船場 雅彰	八戸市小中野八丁目六の二〇	"

青森県告示第六百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業を行う	指 定 年 月 日
名称又は 氏 名	名称	所在地
日本健康開発株式会社	ひなた松原	弘前市大字松原東三丁目二の一 平成二四・八・一
株式会社三陽	ヘルパーステーション	三沢市大町三丁目九の二一 "
合同会社みなも	デイサービス	東津軽郡今別町三一の二 "
社会福祉法人北光会	大鱈温泉介護センター	東津軽郡大鱈町大字大鱈字湯野川原七の二 "

株式会社 クイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目六の一	通所介護	ツクイ弘前 大町	弘前市大字大町 一丁目一七の二	"
------------	------------------------------	------	-------------	--------------------	---

青森県告示第六百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 月 日 定
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称
社会福祉法人 国吉福祉会	弘前市大字国吉 字村元八六の四	所在地
	居宅介護支援事 業所くによし	弘前市大字国吉 字村元八六の四
		平成 二四・八・一

青森県告示第六百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を 行う事業所	指 月 日 定
名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名 称	所在地
日本健康開 発株式会社	弘前市大字八幡 町三丁目一の一	ひなた松原	弘前市大字松原 東三丁目二の一
	介護予防 訪問介護		平成 二四・八・一

株式会社 クイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目六の一	介護予防 通所介護	ヘルパース テーション 三陽	三沢市大町三丁 目九の二一	"
社会福祉法 人北光会	南津軽郡大鰐町 大字大鰐字范頭 九の二	介護予防 通所介護	大鰐温泉介 護センター あぜりあ	三沢市大町三丁 目九の二一	"
合同会社 なも	東津軽郡今別町 大字今別字今別 三一の二	介護予防 通所介護	デイサービ スえがお	東津軽郡今別町 大字今別字今別 三一の二	"
株式会社 クイ	弘前市大字大町 一丁目一七の二	介護予防 通所介護	ツクイ弘前 大町	弘前市大字大町 一丁目一七の二	"

青森県告示第六百二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 月 日 定
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所在地
合資会社は やぶさ	八戸市大字湊町 一字下河原一八の 一	合資会社は やぶさ放課 後等デイサ ービスみそ ら園	八戸市大字湊町 一字下河原一八の 一
	放課後等 デイサー ビス		平成 二四・八・一

青森県告示第六百二十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
五戸町長
- 二 測量の種類
公共測量（基準点等の座標補正）
- 三 測量の期間
平成二十四年六月一日から同年九月三十日まで
- 四 測量の地域
三戸郡五戸町

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十四年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称 三戸郡階上町蒼前西三丁目九の一五三及び九の三一八〇	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 八戸市大字妙字桶屋平九の六〇 有限会社リブライズ
---	---

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十四年七月二十三日

別表1

土地の所在	地番	地 田		地 積 (㎡)		収用しようとし、 明渡しを求める 地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県中津軽郡西田屋村大字川原平字宮元 三戸郡階上町蒼前西三丁目九の一五三 字川原平字宮元	27番 1	畑	宅地	25	26.04	26.04

別表2

氏名	住所
持分3分の1 三上京一	青森県中津軽郡西田屋村大字川原平字宮元28番地
持分3分の2 笹代ゆかり	埼玉県北本市大字北本宿140番地17

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

別表 3

氏名	住所	権利の種類
齊藤千代子	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元28番地	使用借権
渡邊 盛	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元28番地	使用借権
藤本 滋	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元28番地	使用借権
三浦幸雄	青森県弘前市大字桔梗野三丁目10番地1市宮住宅D-103号	使用借権
東日本電信電話株式会社青森支店	青森県青森市橋本二丁目1番6号	使用借権
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権
道路管理者青森県知事	青森県青森市長島一丁目1番1号	使用借権

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
氏名 三上ナヨ
- 住所 青森県弘前市大字北横町一一一番地七
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表 1

- 氏名 三上京一
- 住所 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元二八番地
- 権利の種類 使用借権
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十四年七月二十三日

別表 1

土地の所在	地番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字福園	56番	畑	畑	1,194	1,194.09	1,194.09

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
氏名 三上武彦
- 住所 青森県弘前市大字北横町一一一番地七
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
氏名 三上京一
- 住所 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元二八番地

権利の種類 使用借権

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十四年七月二十三日

別表 1

土地の所在	地番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、 明渡しを求める土 地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県中津軽 郡西田屋村大字川原平字福 岡	83番 1	畑	山林	878	878.89	878.89
		畑	山林	3,203	3,203.84	
青森県中津軽 郡西田屋村大字川原平字大 川添	293番1 293番2	畑	畑	1,128	1,128.67	1,128.67
		田	畑	2,710	2,710.04	
						2,710.04

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十四年七月二十三日

別表 1

土地の所在	地番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、 明渡しを求める土 地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県中津軽 郡西田屋村大字川原平字大 川添	49番	山林	山林	396	3,498.39	2,805.95
		山林	川欠		692.44	
	119番	山林	山林 川欠	4,892	42,007.52	26,371.95
						11,194.69

別表 2

氏名	住所
持分2分の1 笹代ゆかり	埼玉県北本市大字北本宿140番地17
持分2分の1 齊藤千代子	青森県中津軽郡西田屋村大字川原平字宮元28番地

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なご

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十四年七月二十三日

別表 1

土地の所在	地番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、 明渡しを求め る土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県中津軽 郡西目屋村大 字川原平字大 川添	53番	山林	山林 川欠	66	5,520.21	5,243.43 276.78

別表 2

氏名	住所
持分2分の1 三上京一	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元28番地
持分2分の1 笹代ゆかり	埼玉県北本市大字北本宿140番地17

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭